

国立大学法人茨城大学と茨城大学文理・人文学部同窓会 における学生個人情報等の共同利用に関する覚書

国立大学法人茨城大学（以下「甲」という。）と茨城大学文理・人文学部同窓会（以下「乙」という。）は、学生（甲の在学生、卒業生及び修了生をいう。）の個人情報及び個人データ（本覚書締結日以前に甲が取得した個人情報及び個人データを含む。以下「個人情報等」という。）の共同利用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が、個人情報等を共同利用するにあたり、その取扱いに関する基本的事項を定めることを目的とする。

（共同利用する個人情報等の範囲）

第2条 共同利用する個人情報等の項目は、以下のとおりとする。

- (1) 学籍番号
- (2) 氏名
- (3) フリガナ
- (4) 学部・研究科、学科・専攻、コース等の学生所属情報
- (5) 卒業・修了年月日
- (6) 郵便番号
- (7) 住所
- (8) 電話番号
- (9) 保証人氏名
- (10) 保証人フリガナ
- (11) 保証人郵便番号
- (12) 保証人住所
- (13) 保証人電話番号
- (14) 同窓会費納入状況

（利用）

第3条 甲及び乙は、以下の利用目的の範囲内において、個人情報等を利用することができるものとする。

- (1) 同窓会員名簿の作成
- (2) 同窓会報の送付
- (3) 同窓会事業の案内

- (4) 同窓会費の収受管理
- (5) 茨城大学からの事業案内
- (6) 各種調査・アンケートへの協力依頼

(管理責任者)

第4条 共同利用する個人情報等の管理責任者は、以下のとおりとする。

- (1) 甲：国立大学法人茨城大学個人情報総括保護管理者
- (2) 乙：茨城大学文理・人文学部同窓会会長

(管理)

第5条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令並びに甲及び乙が定める個人情報保護の方針その他の個人情報保護に関する取扱いに基づき、共同利用する個人情報等を適切に管理するものとする。

(記録)

第6条 甲及び乙は、共同利用する個人情報等の受領、管理、提供、複製、廃棄等について記録し、相手方から要求があった場合は、当該記録を提出するものとする。

(安全管理措置)

第7条 甲及び乙は、共同利用する個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 甲及び乙は、個人情報等の取扱いに従事する者に対して、必要な教育・研修を実施するものとする。

(セキュリティインシデントへの対応)

第8条 個人情報等に関するセキュリティインシデントが発生した場合、当該インシデントが発生した組織の管理責任者が、責任をもって対応するものとする。

2 前項の場合において、管理責任者は、速やかに相手方に通知するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 甲及び乙は、セキュリティインシデントの再発防止のため、必要な措置を講じるものとする。

(第三者提供の制限)

第9条 乙は、共同利用する個人情報等を、本人及び甲の書面による事前の同意なく第三者に提供してはならないものとする。

(開示等の請求への対応)

第 10 条 甲は、本人から自己の個人情報等について、開示、訂正又は利用停止の請求を受けた場合、適切かつ迅速に対応するものとする。

2 乙は、本人から自己の個人情報等について、開示、訂正、追加若しくは削除、又は利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止の請求を受けた場合、適切かつ迅速に対応するものとする。

3 甲又は乙が前二項の請求に基づき、訂正（乙にあっては、訂正、追加又は削除）又は利用停止（乙にあっては、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止）を行った場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた相手方は、同様の措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 11 条 甲及び乙は、共同利用する個人情報等の取扱いに関し、故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 甲及び乙は、共同利用する個人情報等の取扱いに関し、自己の責めに帰すべき事由により第三者から損害賠償請求を受けた場合は、自己の責任と負担において解決するものとする。

3 前項の場合において、相手方が第三者から損害賠償請求を受けたときは、当該損害賠償請求の原因を生じさせた者が、その損害（解決に要した費用を含む。）を賠償するものとする。

(解除)

第 12 条 甲又は乙は、相手方が本覚書に違反した場合は、相手方に対する書面による通知により、本覚書を解除することができるものとする。

2 前項の規定により覚書を解除した場合、甲及び乙は、速やかに相手方から提供を受けた個人情報等を返還又は廃棄するものとする。

(秘密保持義務)

第 13 条 甲及び乙は、本覚書に基づき知り得た個人情報等を秘密として保持し、第 3 条で定める利用目的以外に使用してはならないものとする。

(有効期間)

第 14 条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による異議の申出がないときは、さらに 1 年間延長されるものとし、以後同様とする。

(その他)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 15 日

甲 住所 茨城県水戸市文京二丁目 1 番 1 号

氏名 国立大学法人茨城大学

個人情報総括保護管理者

久留主 泰朗

乙 住所 茨城県水戸市文京二丁目 1 番 1 号 人文社会科学部内

氏名 茨城大学文理・人文学部同窓会

会 長

大和田 一雄